



NEWSLETTER

09

2026年第9号
[全139号]

目次CONTENTS

01

知財ニュース

- 最高裁判所が裁判所における2026年の不正競争防止に係わる典型的判例を公表 01
- 最高裁判所が「人工知能に係わる紛争案件の審理に関する意見」を公布 03
- 最高裁判所が「最高裁判所の著作権民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」を改正する決定を公布 05

02

AI・IoT関連情報

- 中国の気象AIが新たなスピードで進化 技術的ブレイクスルーで世界に貢献 07
- 商湯科技 (セNSTタイム) が2026深圳国際汎用人工知能大会に登場 AIによる効率化からワークフロー再構築へ エージェント時代の生産力を解き放つ 09

最高裁判所が裁判所における2026年の不正競争防止に係わる典型的判例を公表

* (タイトルをクリックするとリンクが表示されます。)

中国最高裁判所は、典型的判例の模範的・指導的な役割を十分に発揮させ、良品質・適正価格と健全な競争の市場秩序の構築をサポートするため、模倣混同、技術秘密の侵害、営業誹謗、虚偽宣伝、ネット上の不正競争行為の認定、及び不正競争防止法の一般条項の適用など重要な法律問題について、9件の典型的判例を選定して公表した。その内容には、人々の生活に密接に関わる従来型消費分野のみならず、人工知能、新エネルギー、プラットフォーム経済などの新興及び重点分野も含まれている。判例は主に以下の特徴を有する。

第一に、不正競争防止に関する法的保護を継続的に強化し、企業の誠実な経営を導く。裁判所は、誠実な経営を奨励する政策志向を堅持し、不正競争防止に関する法的保護を継続的に強化し、他人の商業標識の真似、模倣・フリーライド、他人の営業秘密の侵害などの信義誠実の原則に反し、経営者及び消費者の合法的権益を著しく損なう不正競争行為を効果的に規制している。侵害による利益を立証できる場合、法に基づき懲罰的賠償を適用することにより、悪意のある権利侵害行為を強力に抑止している。某マーケティング会社と某宝飾会社、某貿易会社などの間での商標権侵害及び不正競争紛争案件において、裁判所は、他人の登録商標に類似する商業標識を企業の屋号として登録し、たとえ規範的に使用しても混同が避けられない場合には、当該登録・使用行為は不正競争であると認定すべきことを明確にし、企業名称の模倣行為の認定規則を更に改善した。某科学技術会社と某建設会社、某技術会社、某線材会社の間での技術秘密侵害紛争案件において、裁判所は、他人の技術秘密を利用して工事プロジェクトを請け負って得た報酬を権利侵害による利益と認定し、これを基数として懲罰的賠償額を算定し、違法者を効果的に処罰し、科学技術の革新を十分に保護した。某科学技術会社と某管理会社、某酒造会社、某ビール会社などの間での不正競争紛争案件において、裁判所は、著名な映像作品の題名は法により「一定の影響を有する商業標識」に該当し、不正競争防止法の保護対象であり、許諾なく模倣・便乗してはならないことを明確にし、文化のイノベーションの活力を守った。

第二に、重点分野に焦点を当て、法に基づき「不毛な競争（過当競争）」を処理する。裁判所は、虚偽宣伝、商業上の信用毀損などの悪質な競争行為を効果的に規制することにより、プラットフォーム経済、新エネルギー産業など重点分野の質の高い発展を促進することを重要視している。某科学技術会社、某ネットワーク会社と某メディア会社などの間での不正競争紛争案件において、裁判所は、ライブコマース事業者が技術的手段によって改竄された同業者のライブコマース動画を投稿

し、商品プロモーション関係を捏造して消費者に誤認を与える行為は虚偽宣伝に該当すると明確に指摘し、ライブコマース業界が公正に競争するよう導いた。某会社、某電池会社と孫某氏、某新エネルギー会社の間での商業上の信用毀損紛争案件及び某会社と某デパートなどの中での商業上の信用毀損紛争案件において、裁判所は、事業者が自社製品の販売促進のためにブレードバッテリーの評価動画を悪意をもって編集・結合して競合他社製品の性能を貶める行為、及び客観的事実に反する比較広告を投稿して競合他社の商業上の信用及び商品の評判を損なう行為に対して否定的判断を下し、関連業界の健全な発展に有力な司法上の保障を提供した。

第三に、一般条項及び包括規定を慎重に適用し、新たな形態の不正競争行為を的確に取り締める。 デジタル経済及び人工知能の発展に伴い生じる、重大な危害性、明確な帰責事由がある新たな形態の不正競争行為に対し、裁判所は、規範と発展、技術によるエンパワーメントと公共利益保護とのバランスを取り、不正競争防止法の一般条項及び関連包括規定を慎重に適用して権利侵害を認定し、科学技術革新をより前向きで健全な方向へと促している。某情報会社と某科学技術会社の間でのネット不正競争紛争案件において、裁判所は、インターネット向けの包括規定を適用し、「トランスコード再構築」技術手段を利用して他人のネット上の製品の正常な運営を妨害して乱し、ユーザーの選択を妨害する行為について、法に基づき不正競争に該当すると認定した。某科学技術会社などと某電子会社の間での不正競争紛争案件において、裁判所は、注文を先取する「チートツール」を提供し、フードデリバリープラットフォームの操作規則を回避し、他の配達員、加盟レストラン及び消費者の合法的権益を損ない、プラットフォーム上の公正な競争を阻害する行為と認定し、インターネット向けの包括規定に基づき権利侵害に該当すると認定した。某科学技術会社と某ソフトウェア会社などの中での商標権侵害及び不正競争紛争案件において、裁判所は、不正競争防止法の一般条項を適用し、人工知能技術を利用して他人のソフトウェア製品に対するクチコミを大量に生成・投稿し、自社ソフトウェア製品へ誘導する行為は不正競争に該当すると認定し、法に基づき新技術を悪用して競争秩序を乱す新たな形態の不正競争行為を規制した。

最高裁判所が「人工智能に係わる紛争案件の審理に関する意見」を公布

中国最高裁判所は9月7日、「最高裁判所の人工智能に係わる紛争案件の審理に関する意見」（以下、「意見」という）を公布した。「意見」は5つの部分、全24条からなり、主な内容は以下のとおりである。

第一に、人工智能に係わる紛争案件の審理の基本方針及び基本原則を特に明確化している。「意見」第一部分（第1条、第2条）は、人工智能に係わる紛争案件の審理において堅持すべき基本方針を明確にし、併せて、人間中心の堅持、革新発展の支持、安全防衛線の抜本的強化という三つの基本原則を明確に提示し、人工智能に係わる紛争案件の司法裁判が常に正しい方向性を保持し、発展と安全の両方を重んじ、イノベーションの促進と法に基づくガバナンスを結合するという理念を効果的に貫徹することを確保している。

第二に、人工智能を利用した権利侵害行為を法に基づき規制している。「意見」第二部分（第3条から第11条）は、人工智能に係わる権利侵害責任の帰責原則を明確にし、その上で人工智能を利用して人格権、個人情報権益、消費者権益などを侵害するなど様々な場面について、権利侵害責任の認定及び負担を明確にしている。生成型人工智能サービスの提供者の権利侵害責任、人工智能製品責任、自動運転車及び運転支援機能付き車両の交通事故に係る賠償責任などについて明確にしている。

第三に、人工智能に係わる知的財産権紛争案件を法に基づき審理する。「意見」第三部分（第12条から第16条）は、人工智能に係わる知的財産権紛争案件の審理について特段の規定を設け、権利侵害責任の認定、オープンソースソフトウェアの法的責任、専利権の付与・確認、技術契約の履行及びデータ利用規範という五つの面に関わり、人工智能技術の急速な発展が知的財産権司法保護にもたらす新たな課題及び新たな挑戦に積極的に応え、人工智能技術の革新の奨励と権利者の合法的権益の保護との間でバランスを図り、人工智能の質の高い発展と高水準の安全のために明確な司法裁判規則を提供している。

第四に、審理のプロセスと規則を検討・改善し、違法・犯罪行為を法に基づき処罰する。「意見」第四部分（第17条から第20条）は主に二つの内容を含む。一つは、人工智能に係わる紛争案件が技術性・専門性が高いなどの特徴を踏まえ、人工智能に係わる紛争案件の事実解明及び証拠審査規則を検討・改善し、同時に、人工智能を利用した不当な証拠収集、虚偽資料の提出などの司法秩序を乱す行為に対する法的な規制を明確にしたことである。もう一つは、人工智能を利用して実施される各種犯罪行為に対する法的処罰について原則的な規定を設けたことである。

第五に、人工智能に係わる紛争案件の審理及び作業メカニズムを健全化し、改善している。「意見」は全ての形態の人工智能案件を網羅することは不可能であり、多くの問題の

解決には司法実務において更に検討・知見の蓄積が必要である。また人工知能ガバナンスは体系的なプロジェクトであり、各方面の連携及び多くの施策の実施が必要である。これに対し、「意見」第五部分（第21条から第24条）は、人工智能に係わる矛盾・紛争の予防・解決、調査研究・論証の強化、判例指導及び裁判の監督・指導、部門間の協力及び司法の国際的交流・協力の強化などについて規定を設けている。

最高裁判所が「最高裁判所の著作権民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」を改正する決定を公布

中国最高裁判所は2026年8月20日、「『最高裁判所の著作権民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈』を改正する決定」（法釈〔2026〕18号、以下、「決定」という）を公布した。「決定」は2026年9月1日から施行される。

2020年に改正された「中華人民共和国著作権法」（以下、「著作権法」という）を正しく適用し、裁判所の知的財産権裁判の機能・役割を十分に発揮させ、著作権及び著作権に関連する権益の保護を強化し、権利保護と公共の利益の合理的なバランスを図るため、最高裁判所は、徹底的な調査・研究、広範な意見公募及び度重なる検討を経て、「最高裁判所の著作権民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」（法釈〔2002〕31号、2020年改正、以下、「旧司法解釈」という）を改正した。

「決定」は、著作権の司法実務における著作物の公表の認定、合理的利用の境界、新聞・雑誌の転載の法定許諾範囲などの重点や難題について、法律の適用基準を更に具体化・整備し、裁判基準を統一し、司法解釈の運用性を高め、当事者に明確な訴訟ガイドラインを提供し、市場に明確な見通しを提示し、著作権法の正しい実施を確保するものである。

第一に、「公衆への公表」の認定基準を更に明確化にしている。旧司法解釈第9条の「著作権者自身又は著作権者の許諾を得て」という限定を削除し、「公衆への公表」とは著作物を不特定多数の人に公開することを明確にする一方で、公衆に周知されたことを構成要件としないものとした。なぜなら、現在、知的財産権の学界及び司法実務のいずれにおいても、著作物が他人の権利侵害行為により公開された場合も「公衆への公表」に該当すると認められているからである。

第二に、合理的利用の適用規則を更に細分化する。旧司法解釈第十八条に規定する「屋外の公共空間に設置された芸術作品」を「公共空間に設置された芸術作品」に改正し、2020年改正の著作権法第二十四条第一項第十号の規定と一致させた。同時に、但し書を追加し、公共空間に設置された芸術作品の模写、写生、撮影、録画について、その成果となる著作物を法に基づき合理的方式及び範囲で再利用することができるが、著作権者の許諾なく同一の方式で設置、陳列又は公開して広めてはならないことを明確にしている。この改正の理由は、著作権法第二十四条第一項が「公共空間」を限定する「屋外」を削除し、公共空間の範囲が拡大されて公的及び商業的な美術館、展覧館などを含むこととなったため、「合理的利用方式及び範囲」に制限を設ける必要があり、合理的利用の余地を保障しつつ、著作権者が著作物を展示する意欲を損なうことを回避するためである。

第三に、新聞・雑誌の転載に関する法定許諾の適用範囲を更に明確化している。旧司法解釈第十七条の「新聞、雑誌」の範囲は、「新聞、雑誌の主管部門の承認の上で出版された紙の新聞、雑誌及びその内容・紙面レイアウトと一致する電子版」であることを明確にし、ネットワーク及びデジタル技術の発展に適応させた。また、公表された著作物についての新聞、雑誌とインターネット情報サービス提供者の間の相互転載、及びインターネット情報サービス提供者間の転載は、前項の規定を適用せず、著作権者の許諾を得て報酬を支払わなければならないことを追加した。この改正の理由は、現在、新聞・雑誌業のビジネスモデルは、従来の紙媒体からデジタル媒体へと拡大しており、新聞・雑誌の紙面のレイアウトをそのままネットワークを通じて配信することは、紙媒体転載の合理的延長とみなし得るため、被疑権利侵害者は著作権法第三十五条第二項に規定する法定許諾を引用して抗弁することができるためである。ただし、上記情状以外のその他の形式で新聞・雑誌の内容をネットワークを通じて配信する場合は、新聞・雑誌転載に関する法定許諾を適用できない。

この他、民法典、2020年改正の著作権法及び関連する司法解釈に基づき、一部の条文内容、文字表現及び条文番号などについても適応的に改正している。

中国の気象AIが新たなスピードで進化 技術的ブレイクスルーで世界に貢献

「これまでは数時間かかっていた計算が、今は数分で終わる。」中国気象科学研究院AI気象応用研究所の王亜強所長は先ごろ、中国新聞社の取材に応じてこのように語った。AI気象予報モデルはデータ駆動型であり、過去のデータから「現在の状態から未来の状態へ」の対応関係を学習することで、予報効率を大幅に高めている。

長年、世界の気象予報は主に物理法則に基づく数値モデルに頼ってきた。スーパーコンピュータで方程式を解き、予報に長い時間がかかることが多かった。近年、アメリカのNVIDIA（エヌビディア）社が気象予報モデルFourCastNetを、ファーウェイクラウド（Huawei Cloud）が気象予報モデル「盤古（Pangu）」を発表した。後者は2023年に『ネイチャー』誌に掲載され、その精度と速度は従来の数値予測方法を遥かに上回っていると評価された。

その後も中国では関連R&Dが推進されてきた。現在までに、中国気象局は分単位から季節単位までをカバーする全チェーンに対応した「国家チーム」とも呼べるAI気象予報モデル群を構築している。短時間・直前予報の「風雷」、中短期予報の「風清」、次季節から季節ごとの予測の「風順」、観測データに基づいて全球気象予報を行う「風源」、宇宙天気予報向けの「風宇」、一般向け・業界向け気象サービスの大規模言語モデル「風和」である。

現在、多くの研究成果が実用化されている。ロイター通信の報道が目にしたのは、中国のAI気象予報モデルが台風「白海豚（ドルフィン）」の予測で力を発揮した事例である。

王亜強所長によると、従来の数値モデルと比べ、AIモデルは計算速度の面で明確な優位性を持ち、スケールの大きい天気状況を捉えることに長けており、台風進路予報のずれは小さくなる傾向がある。

現在、世界の気象技術の発展における格差は広がり続けている。全人類共通の気候危機に対処するには、地政学的な境界・障壁を超えた公共財が必要である。こうした中、中国の気象AIを搭載した中国気象インテリジェント早期警戒ソリューション「媽祖（MAZU）」が海外へ展開している。

「『媽祖』は私たちの早期警戒能力を、他の国・地域にとっても導入しやすく、実用的な一つのソリューションにまとめたものである。」中国気象局公共気象サービスセンターの朱小祥主任はこのように述べ、「媽祖」は「風清」「風順」などのAI気象予報モデルを統合し、気象衛星「風雲」の地球全体の観測能力を活用し、クラウドを通じて利用者に気象災害の早期警戒業務の支援を提供すると説明した。

2025年7月のリリース以来、「媽祖」はパキスタン、エチオピア、ソロモン諸島、ヨルダンなど多くの国で導入されている。

王亜強所長は、「媽祖」が広く受け入れられている鍵は利用のハードルを真に引き下げた点

にあると述べた。「数値モデルには長期的な科学的蓄積、技術の掘り下げ、高性能計算資源が必要だが、AIモデルは訓練が終了すれば、高性能GPU（画像処理ユニット）を搭載した1台のコンピューターで動かせ、簡単な研修を受けるだけでローカライズされたものを利用できる」と紹介し、中国の気象AIは今後も物理法則に基づくアプローチとデータ駆動型による「二輪駆動」モデルを引き続き推進し、極端気象の補足能力を一層高め、国内外向けのサービス提供能力を絶えず強化していくと述べた。

商湯科技（セNSTタイム）が2026深圳国際汎用人工知能大会に登場 AIによる効率化からワークフロー再構築へ エージェント時代の生産力を解き放つ

8月26日、2026年深圳国際汎用人工知能大会（AGIC）が深圳国際会展中心（深セン国際コンベンション&エキシビション・センター）で開幕した。今回の大会は「人と機械の協働・境界なき未来」をテーマとし、展示面積は8万1千平方メートルを超え、1012社の企業が出展し、1200点以上の実物展示が行われ、30以上の国・地域から7000人以上の海外バイヤーが来場した。会期中には48の産業フォーラムや100回の個別商談会が開かれ、世界初・国内初の技術成果が100件以上発表された。

AI分野に長年取り組んできた商湯科技（セNSTタイム）は、日日新（SenseNova）大規模モデル、未来型AIコンピューティングとToken工場、未来都市、未来のライフスタイルなどの部門に出展し、大規模モデル、AI基盤からエージェント応用に至るまでの最新の製品・技術や産業における実践例をまとめて展示した。

商湯科技の展示エリアでは、複数の中心的なシーンに合わせて設けられたインタラクティブ体験コーナーに多くの専門的な来場者が足を止めた。AIオフィスコーナーでは会議の議事録の作成、部門間でのタスク連携などの機能が実演された。コンテンツ制作面では、ショート動画生成に至る一連の技術力を重点的に紹介し、多くの見学者がブースに集まり、技術の詳細を熱心に尋ねていた。

商湯科技のブース内では、大規模モデル日日新が「生成能力」からさらに「タスク遂行」へと進化を続けている。中核となる画像生成モデルSenseNova U1 Proは、画像と文章のマルチモーダル推論によって複雑な生成を完成できる。ネイティブ8K出力をサポートし、そのまま使える視覚素材を直接生成する。最近リリースされたSenseNova 6.8 Flash Lite Previewは「委譲型知能」を進化の方向とし、利用者が目標を与えると、モデルが自律的に計画を立案し、十以上の専門サブエージェントを動的に編成する。数百ステップ、複数の段階に及ぶ長期の工程を要するタスクを実行し続け、動的に軌道修正し、エンドツーエンドで成果の達成を実現する。

また、ブランドを一新したばかりの商湯小浣熊Raccoon Workが展示会に初登場した。「仕事ができるAIアシスタント」として、小浣熊は文書作成やデータ分析などの個別の事務作業から、ローカルファイルの処理、ブラウザ操作、オフィスソフトやデータベースとの接続へと進み、AIをユーザーの日常業務に真に組み込もうとしている。現在、商湯小浣熊は累計ユーザー数が2000万人を超え、週間アクティブユーザー数が300万人以上に達しており、8000社以上の企業に導入されている。

専門コンテンツ制作の分野では、Seko 3.0専門映像ワークステーションが複数のAIエージェントとの協働を通じて、企画、脚本、キャラクター設定、絵コンテ、動画生成、ポストプロダクションを繋いで一つの完全なワークフローを実現している。現在、Sekoには100万人以上の

クリエイターと1300社の企業顧客が集まっており、コミックドラマの制作期間を80~90%短縮することができる。これまでは複数人の協働が必要だったコンテンツ制作工程を「ワンマン・プロダクション」で完結できるワークフローへと進化させている。

AI分野の複数の製品を出展する一方で、商湯科技の鄭馳副社長は開幕式で「人と機械の協働における価値の飛躍と商湯科技の産業的実践」と題して講演を行った。鄭馳副社長は、2026年はエージェントの年だと述べた。長期の工程を要するタスクの遂行能力、複雑な計画立案能力、ツール利用能力が向上し続ける中、エージェントは企業の業務フローに深く浸透し始めている。しかし新たな問題も生じている。Token消費は急増しているものの、企業の生産能力はこれによって10倍規模の飛躍を遂げているわけではない。

その問題はモデルの能力そのものだけにあるわけではない。鄭馳副社長は、現在多くの企業が、人向けに設計された既存のプロセスにAIアシスタントを追加し、文書作成、分析、一部の工程をAIで効率化しているにすぎず、こうした方法によって効率は高められるが、エージェントの継続的な実行、並行的な協働、自律的なタスク完了といった能力を十分に引き出すのは難しいとみている。

「人と機械の協働の究極の課題は、ナレッジワークそのものを再設計することだ。」鄭馳副社長はこのように述べ、真の変革とは、エージェントを既存のプロセスに単に「組み込む」ことではなく、エージェントを中心に企業のタスク分担、業務フロー、協働方法を再設計し、ナレッジワークそのものを徐々に「エージェントネイティブ」なものへと向かわせることだと語った。

こうした働き方では、人とエージェントが担う役割も変わっていく。これまで人が一つずつ実行していた多くの中間的な工程は、エージェントが継続的かつ並行して完了できる。人のポジションはさらに上位に移り、目標と境界の定義、重要なコンテキストの提供、受け入れ基準の設定、重要な節目での判断と意思決定をより多く担うようになる。

これは、企業によるAIの導入が単に新しいツールを一つ増やすことなく、組織全体の再構築を意味する。企業は分散した知識をエージェントが利用できるコンテキストに変え、ツール、データ、権限を実際にワークフローへ接続し、タスク、役割、成果の提供方法を再設計する必要がある。こうした再構築を終えて初めて、人とエージェントがそれぞれの長所を発揮でき、エージェントによる生産能力の飛躍が部分的な効率化から桁違いの変革へと進み得るのである。

ENRICHING YOUR IDEAS

北京本部

住 所: 〒100031 中国北京市復興門内大街158号遠洋大廈10階
Tel: +86-10-6641-2345
Fax: +86-10-6641-5678/6641-3211
Email: mail@ccpit-patent.com.cn

東京オフィス

住 所: 〒100-0004 日本東京都千代田区
大手町二丁目2番1号新大手町ビル2階265区
Tel: +81-3-6262-6643
Fax: +81-3-6262-6645
Email: tokyo@ccpit-patent.com.cn

ニューヨークオフィス

住 所: 1350 Avenue of the Americas,
Suite 1710 New York, NY 10019 U.S.A.
Tel: +1-212-868-2066
Fax: +1-646-838-5151
Email: newyork@ccpit-patent.com.cn

香港オフィス

住 所: 香港湾仔港湾道一号
会展広場ビル34号09室
Tel: +852-2523-1833
Fax: +852-2523-1338
Email: hongkong@ccpit-patent.com.cn

上海オフィス

住 所: 上海市静安区威海路567号
晶采世紀大廈18階
Tel: +86-21-6288-8686
Fax: +86-21-6288-3622
Email: shanghai@ccpit-patent.com.cn

深圳オフィス

住 所: 深圳市福田区福華三路168号
国際商会センター1601
Tel: +86-755-3298-9252
Email: shenzhen@ccpit-patent.com.cn

武漢オフィス

住 所: 湖北省武漢市洪山区関山大道473号
光谷新發展国際センターB棟5階 06-116
Tel: +86-27-8720-0400
Email: wuhan@ccpit-patent.com.cn